

中小企業の公正取引実現を

巻頭言

中小企業の公正取引実現の意義

松丸 和夫

1 24 春闘と賃上げの行方－ 50 年前とのコントラスト

50 年前の 74 春闘は、民間主要企業において史上最高の 32.9% の賃上げが実現した。同年の全国消費者物価上昇率は 23.2% を超える水準だった。今年の 24 春闘では、岸田総理大臣が、2024 年 1 月の記者会見で、「物価の上昇を上回る賃上げの実現に向け、中小企業の法人税の減税措置などの政策を集中的に進める」と表明した。赤字で納税すらできない中小企業に支援の手を伸ばすとは言わなかった。

24 春闘は、中小企業の価格転嫁と賃金引き上げの関係が注目されるなか始まった。大企業の場合は、原価低減をサプライヤーや取引先に協力させ、製品の販売価格を極力抑えて、価格競争力を維持しようとする。他方、中小企業や消費者と直接取引する小売り・サービス業は、「価格転嫁」と言っても、それには限界がある。厚生労働省の「毎月勤労統計調査」（2024 年 3 月の速報値）によれば、1 人あたりの賃金は実質で前年同月比 2.5% 低下し、これでマイナスは 24 カ月連続となった。相変わらず物価上昇に賃金上昇が追いつかない。

持続的賃上げのためには、大企業と中小企業の

取引における公正取引の実現が必要である。しかし、建設産業や製造業の重層下請構造のことでは、取引の層次 (tier) が下に行くほど価格転嫁力は減少する。いわば、賃金や仕入れ値の上昇圧力のために板挟みとなっている中小企業の苦境が拡大している。

マスメディアは、実質賃金の上昇が今年の夏以降にずれ込むとの予測をしているが、果たしてそうだろうか？ 消費者物価は夏に向けていっそう上昇する可能性がある。物価上昇を上回る賃上げを実現するためには、大企業の利益優先の政策、商取引の慣行を是正することが必要である。

2 不公正取引、優越的地位濫用の是正を

2024 年 3 月 7 日、日経新聞は、「日産自動車に下請法違反で勧告、30 億円不当減額」とのタイトルで公正取引委員会（以下公取）の発表を報道した。日産は、「自動車部品を製造する下請け企業 36 社への支払代金約 30 億 2300 万円を不当に減額したとして、公正取引委員会は 7 日、日産自動車に下請法違反で再発防止を勧告した。減額の認定額としては過去最高となる。同社に下請法の順守のための定期的な監査などを求めた」。今年 6 月には、公取に対して日産は再発防止策を報告するという。本来、共済保険などの「割戻金」

が、日産では、取引先企業への「支払代金の減額」要請として運用されていた。「支払代金を割戻金名目で減額する慣行は、日産の社内で長年続いていたという。同社は原価低減の目標値を社内で設定しており、決算期前に駆け込みで減額を要請するケースもあった。下請け企業は取引の中止を恐れて減額を拒否できなかったとみられる」という（2024/03/07 17:00 日経速報ニュースアーカイブ）。しかし、この問題は同社だけの問題ではないだろう。

このような下請けいじめ、不公正取引に対して、公取と中小企業庁は、ジョイントして摘発体制を強化している。まず、2023年11月に公取は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を発表した。日本経団連、日本商工会議所などは、早速この指針を団体の公式サイトで紹介している。公取は、「公正な競争を阻害するおそれがある」なら、法令に基づき厳正に対処するとしている。2024年4月になると、中小企業庁が取引先への価格転嫁が進んでいるかを調べる下請「Gメン」を330人（2017年度発足時は81人）に増員した。適正な取引を実施している企業には賃上げ税制を通じた法人税優遇措置も用意する。今年度の「Gメン」の年間1万社を対象とする調査の新しい重点として、「手形」などの支払い条件や、自動車部品の生産に使う金型を無償で下請けに保管させる「型取引」といった個別の商習慣にも目を光らせるという（2024/05/03 16:06 日経速報ニュースアーカイブ）。公取も監視の目を光らせ、優越的地位の乱用の恐れがある企業を調べる専任の部隊（優越Gメン）を2022年に設け、発足当初の16人から2024年度は100人に増員するという（同前）。

3 サプライチェーン全体での取り組みを

内閣府、中小企業庁が中心となって進めてきた「パートナーシップ構築宣言」運動に異変が起きた。今年3月に公取から勧告を受けた日産自動車や、会員制量販店「コストコ」を運営するコストコホールセールジャパンが、パートナーシップ構築宣言の専用サイトから削除された。今後少なくとも1年間は再掲載されず、税控除などの恩恵を受けられないという。

今世界は、サプライチェーン（供給連鎖）における労働者の人権や環境への配慮義務を企業に求めている。サプライチェーンの危機は、突発的な事故や経済変動によって引き起こされるだけではなく、緩慢に進む気候・環境変動、生産・流通過程における労働者の人権侵害によっても生じる。2022年9月に政府が公表した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」は、人権尊重を政府と企業の努力義務であることを宣言している。企業の社会的責任（CSR）は、種々のステークホルダー（利害関係者）を包摂した企業の行動規範として発展してきた。

日本経団連の「企業行動憲章—持続可能な社会の実現のために—」（1991年9月14日制定、2017年11月8日第5次改定）は、その前文で次のように宣言している。

「企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。そのため企業は、国の内外において次の10原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく」。

「憲章」が高らかに謳う経営倫理の実践、SDGsの実現は、世界的課題である。しかし、現実の企業行動においては、企業の存続、競争力の発展のためには、人権や経営倫理が後景に退いていないだろうか？

「下請けいじめ」が親事業者によるパワーハラスメントであること、つまり人権配慮義務違反であることを強調したい。大企業から中小企業までが参加する「パートナーシップ構築宣言」運動が注目される。この宣言は、「サプライチェーン全体の共存共栄」と下請企業振興法にもとづく「振興基準」遵守の2点からなっている。「振興基準」に価格交渉・価格転嫁の取り組みが追加された。具体的には、①毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」に少なくとも1回以上の価格協議を行うこと、②労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した下請事業者からの申出があった場合、遅

滞なく協議を行うこと、③下請事業者における賃金の引き上げが可能となるよう、十分に協議して取引対価を決定することが追加された。2026年には約束手形による支払の廃止、フリーランスとの取引、パートナーシップ構築宣言の見直しや浸透も「振興基準」に盛り込まれている。

これらを活用した公正取引実現へのステップは、「衰退」著しい日本資本主義の新たな経済・社会システムへの変革にとって有意義なものである。

(まつまる かずお・労働総研代表理事、中央大学教授)